



Title	法適用の哲学的分析
Author(s)	中山, 康雄
Citation	大阪大学大学院人間科学研究科紀要. 2018, 44, p. 167-185
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68296
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法適用の哲学的分析

中山 康雄

目 次

1. はじめに
2. 原理的考察
3. 規範体系論理学
4. 規範体系論理学を用いた刑法の記述
5. 違憲判決の事例
6. 法的推論の実践
7. 裁判とゲーム
8. 法律の役割

法適用の哲学的分析

中山 康雄

1. はじめに

私は 2010 年頃から、規範体系論理学 (Logic for Normative Systems, LNS) に関する研究を続けてきた (中山 2010, 2011, 2015; Nakayama 2010, 2014, 2015, 2016a, 2016b, 2016c)。本稿では、LNS を法律に適用する場合の基本的問題について考察する¹⁾。よく知られているように、法律の適用は、機械的なものではなく、それぞれの事案について複数の条文の適用可能性が検討されることがよくあり、その適用の正当性が裁判の中で争われることもある。本稿では、このような法実践を LNS の枠組みを用いて分析・整理することを試みる。

ハーバート・ハート (Herbert L. A. Hart, 1907-1992) は、『法の概念』(1961) を著わし、法の問題を、規則概念を基盤にして分析哲学的手法で議論した (Hart 1961)。このハートの法哲学のアプローチに対し、ロナルド・ドゥオーキン (Ronald Dworkin, 1931-2013) は『法の帝国』(1986) や『裁判の正義』(2006) などで批判を加えた (Dworkin 1986, 2006)。ドゥオーキンは、解釈主義 (Interpretivism) のアプローチをとっており、法的判断において重要な働きをする法的基準は、法規則ではなく、法原理だとしている。

本稿では、この解釈主義の立場に立ちながら、法適用の基本原則を論理学の手法で明確にすることを試みる。また、裁判を一種のゲームとして記述できることを示したい。

2. 原理的考察

私が本稿で提案する解釈主義は、次の「法適用の基本原則」に基づいている。

[1] 法適用の基本原則

(1a) [整合性の原則] 法体系は、全体として整合的である。あるいは、全体として整合的になるように各条文を解釈すべきである。このため、法解釈は全体論的 (holistic) 性格を持つことになる。

(1b) [法的用語の解釈] 条文には、多くの場合、法的用語が含まれている。また、法的用語の外延規定には、しばしば、解釈の余地が残されている。法廷では、この

具体的外延規定が提案され、その適切性がひとつの争点となる。

- (1c) [法的用語の解釈に関する寛容の原理 (principle of charity)²⁾] 法的用語の解釈は、[整合性の原則] が保持できるように実行されねばならない。そのため、法的用語の外延規定に対する制約がかせられることになる。例えば、過失致死（刑法 210 条）と殺人（刑法 199 条）は互いに排他的な条文として解釈されねばならない。つまり、ある事件が刑法 210 条の意味での過失致死として判断されたなら、その事件は刑法 199 条の意味での殺人ではない。
- (1d) [相対的優位性の考慮] 法解釈の実践では、条文の間に相対的優位性が存在する（例えば、憲法の条文は他の法文に対してしばしば優先される）。（1a）に記した整合的解釈は、この条文間の相対的優位性を考慮しなければならない。

[整合性の原則] (1a) では「法体系は、全体として整合的である」と主張されているが、哲学的観点から見ると、この「整合性」の意味が明らかにされねばならない。本稿では、この整合性を規範体系論理学 (LNS) における規範体系の無矛盾性として解釈する。

本稿では、法適用の例として、日本における刑事裁判を扱う。そこでまず、刑事裁判に関する二つの基本用語を説明しておきたい。

- (2a) [刑事裁判] 刑事裁判とは、犯罪を起こした疑いのある人が本当に犯罪を行ったのか（有罪か無罪か）、もし行ったとしたのならどの程度の刑罰を与えるのか（懲役何年や罰金何十万円）などを決める裁判である。
- (2b) [起訴] 起訴とは、訴えを提起すること、すなわち、裁判所に対し申立人（検察官、原告）の請求について判決をするよう法定の手続に従って求めるることをいう。

刑事裁判における判決は、刑法に従って行われねばならない。そして刑法は、司法機関が犯罪を起こした者に対しどのような罰則をかすべきか、あるいは、かすことができるかを規定している。ここに、具体的な事件に対して刑法をいかに適用するかという問題が現れる。

3. 規範体系論理学

この節では、分析の基礎となる論理体系として用いられる規範体系論理学 (LNS) を定義することにする。LNS は、一階の述語論理学 (First-Order Logic, FOL) の二つの文集合を組み合わせて推論するタイプの論理体系であり、様相論理学 (Modal Logic, ML) とは根本的に異なる論理体系である。信念論理学や義務論理学という様相論理学の体系でも、 B_i や O_i というようにインデックスを付けることは可能だが、このインデックスは可能世界間の複数の到達可能関係 (accessibility relation) を区別するために使用されて

いる。これに対し LNS で用いられる B_{NS} や O_{NS} というインデックスの場合は、FOL 文集合の対を明示的に指示している。LNS で表される演算子のように見える「 $O_{NS} \varphi$ 」というような記号は、実は、演繹関係を用いて表されるメタ言語での表現の省略形にすぎない。このような LNS の特徴のため、LNS は FOL と同様の表現に関する自由度を持っている。また、信念の変化が規範に影響を与えるというような現象を LNS では容易に表現できる。それでは、LNS の体系を定義しておこう。

定義 1 規範体系論理学

BB と OB は FOL の無矛盾な文集合とする。また、 BB を「信念基盤 (Belief Base)」、 OB を「義務基盤 (Obligation Base)」と呼ぶ。さらに、 $NS = \langle BB, OB \rangle$ を規範体系 (Normative System) と呼ぶ。規範体系論理学では、**not**、**&**、**or**、 **\Rightarrow** 、 **\Leftrightarrow** をメタ言語内の論理記号として使用する。

(3a) X が FOL の文集合のとき、 $cons(X)$ は X が無矛盾なことを意味する。

(3b) X が FOL の文集合のとき、 X の演繹的閉包 $Cn(X)$ を $Cn(X) = \{\varphi : X \vdash \varphi\}$ と定義する。ただし、 $X \vdash \varphi$ は「 φ が FOL で X から帰結する」ことを意味している。

(3c) $B_{NS} \varphi \Leftrightarrow_{def} [cons(BB) \& \varphi \in Cn(BB)]$

(3d) $M_{NS} \varphi \Leftrightarrow_{def} cons(BB \cup \{\varphi\})$

(3e) $O_{NS} \varphi \Leftrightarrow_{def} [cons(BB \cup OB) \& \varphi \in Cn(BB \cup OB) \& \varphi \notin Cn(BB)]$

(3f) $F_{NS} \varphi \Leftrightarrow_{def} O_{NS} \neg \varphi$

(3g) $P_{NS} \varphi \Leftrightarrow_{def} [cons(BB \cup OB \cup \{\varphi\}) \& \varphi \notin Cn(BB)]$

(3h) 規範体系 NS が無矛盾なのは、 $BB \cup OB$ が無矛盾なとき、かつ、そのとき有限る。

$B_{NS} \varphi$ と $M_{NS} \varphi$ をそれぞれ、「 NS で φ は信じられている」、「 NS で φ は可能だと思われている」と読むことにする。そして、 $O_{NS} \varphi$ 、 $F_{NS} \varphi$ 、 $P_{NS} \varphi$ をそれぞれ、「 NS で φ は義務である」、「 NS で φ は禁止されている」、「 NS で φ は許されている」と読むことにする。

ここで、規範体系論理学の諸定理のうち代表的なものを記しておく（命題 1 の証明については、中山（2015）を参照のこと）。

命題 1 $NS = \langle BB, OB \rangle$ は無矛盾な規範体系とする。このとき、次の諸定理が成り立つ。

(4a1) $O_{NS} \varphi \Rightarrow P_{NS} \varphi$

(4a2) $F_{NS} \varphi \Rightarrow \text{not } P_{NS} \varphi$

(4a3) $P_{NS} \varphi \Rightarrow \text{not } F_{NS} \varphi$

(4a4) $O_{NS} \varphi \Rightarrow \text{not } B_{NS} \varphi$

(4a5) $B_{NS} \varphi \Rightarrow (M_{NS} \varphi \& \text{not } O_{NS} \varphi \& \text{not } F_{NS} \varphi \& \text{not } P_{NS} \varphi)$

(4b1) $(O_{NS} (\varphi \rightarrow \psi) \& B_{NS} \varphi) \Rightarrow O_{NS} \psi$

(4b2) $(O_{NS} (\varphi \rightarrow \psi) \& O_{NS} \varphi) \Rightarrow O_{NS} \psi$

- (4b3) $(\mathbf{O}_{NS} (\phi \wedge \psi) \& \mathbf{not} \mathbf{B}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{O}_{NS} \phi$
 (4b4) $(\mathbf{O}_{NS} (\phi \wedge \psi) \& \mathbf{B}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{O}_{NS} \psi$
 (4b5) $(\mathbf{O}_{NS} (\phi \vee \psi) \& \mathbf{B}_{NS} \neg\phi) \Rightarrow \mathbf{O}_{NS} \psi$
 (4b6) $(\mathbf{O}_{NS} (\phi \vee \psi) \& \mathbf{F}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{O}_{NS} \psi$
 (4b7) $(\mathbf{O}_{NS} \phi \& \mathbf{B}_{NS} \neg(\phi \wedge \psi)) \Rightarrow \mathbf{not} \mathbf{P}_{NS} \psi$
 (4c1) $\mathbf{O}_{NS} (\phi \rightarrow \neg\psi) \Leftrightarrow \mathbf{F}_{NS} (\phi \wedge \psi)$
 (4c2) $(\mathbf{O}_{NS} (\phi \rightarrow \neg\psi) \& \mathbf{B}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{F}_{NS} \psi$
 (4c3) $(\mathbf{F}_{NS} (\phi \wedge \psi) \& \mathbf{B}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{F}_{NS} \psi$
 (4c4) $(\mathbf{F}_{NS} (\phi \wedge \psi) \& \mathbf{O}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{F}_{NS} \psi$
 (4d1) $(\mathbf{P}_{NS} (\phi \rightarrow \psi)) \& \mathbf{B}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{P}_{NS} \psi$
 (4d2) $(\mathbf{P}_{NS} (\phi \rightarrow \psi)) \& \mathbf{P}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{P}_{NS} \psi$
 (4d3) $(\mathbf{P}_{NS} (\phi \vee \psi) \& \mathbf{B}_{NS} \neg\phi) \Rightarrow \mathbf{P}_{NS} \psi$
 (4d4) $(\mathbf{P}_{NS} (\phi \vee \psi) \& \mathbf{F}_{NS} \phi) \Rightarrow \mathbf{P}_{NS} \psi$
 (4d5) $(\mathbf{P}_{NS} \phi \& \mathbf{not} \mathbf{B}_{NS} (\phi \vee \psi)) \Rightarrow \mathbf{P}_{NS} (\phi \vee \psi)$
 (4e1) $(\mathbf{O}_{NS} \forall x_1 \dots \forall x_n (P(x_1, \dots, x_n) \rightarrow Q(x_1, \dots, x_n)) \& \mathbf{B}_{NS} P(a_1, \dots, a_n) \& \mathbf{not} \mathbf{B}_{NS} Q(a_1, \dots, a_n)) \Rightarrow \mathbf{O}_{NS} Q(a_1, \dots, a_n)$
 (4e2) $\mathbf{O}_{NS} \forall x_1 \dots \forall x_n (P(x_1, \dots, x_n) \rightarrow \neg Q(x_1, \dots, x_n)) \Leftrightarrow \mathbf{F}_{NS} \exists x_1 \dots \exists x_n (P(x_1, \dots, x_n) \wedge Q(x_1, \dots, x_n))$
 (4e3) $(\mathbf{F}_{NS} \exists x_1 \dots \exists x_n (P(x_1, \dots, x_n) \wedge Q(x_1, \dots, x_n)) \& \mathbf{B}_{NS} P(a_1, \dots, a_n) \& \mathbf{not} \mathbf{B}_{NS} \neg Q(a_1, \dots, a_n)) \Rightarrow \mathbf{F}_{NS} Q(a_1, \dots, a_n)$
 (4e4) $(\mathbf{P}_{NS} \forall x_1 \dots \forall x_n (P(x_1, \dots, x_n) \rightarrow Q(x_1, \dots, x_n)) \& \mathbf{B}_{NS} P(a_1, \dots, a_n) \& \mathbf{not} \mathbf{B}_{NS} \neg Q(a_1, \dots, a_n)) \Rightarrow \mathbf{P}_{NS} Q(a_1, \dots, a_n)$

拙著『規範とゲーム』(2011)においては、(4e1)～(4e4)の表現において前件に $\mathbf{not} \mathbf{B}_{NS} Q(a_1, \dots, a_n)$ や $\mathbf{not} \mathbf{B}_{NS} \neg Q(a_1, \dots, a_n)$ の条件が欠けている。ここには、前著の誤りを訂正した定理が記されている（中山 2015）。

4. 規範体系論理学を用いた刑法の記述

法体系の整合性概念を分析するためには、規範体系論理学が役に立つ。規範体系論理学は、『規範とゲーム』(2011)で提案されたが、その後いくつかの整備と拡張がなされてきた (Nakayama 2014, 2015 2016a, 2016b, 2016c)。ここでは、例として殺人に関する刑法の条文をとりあげ、それを規範体系論理学によって記述する。

まず、ここで扱う刑法の条文を紹介しよう。

刑法 35 条 [正当行為]

「法令又は正当な業務による行為は罰しない。」

(例: 死刑執行)

刑法 36 条 [正当防衛]

- 「① 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。」
- 「② 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。」

刑法 37 条 [緊急避難]

- 「① 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。」
- 「② 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。」

刑法 39 条 [心神喪失等]

- 「① 心神喪失者の行為は、罰しない。」
- 「② 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。」

刑法 66 条 [酌量減刑]

「犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。」

刑法 199 条 [殺人]

「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。」

刑法 202 条 [自殺関与及び同意殺人]

「人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。」

刑法 205 条 [傷害致死]

「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3 年以上の有期懲役に処する。」

刑法 210 条 [過失致死]

「過失により人を死亡させた者は、50 万円以下の罰金に処する。」

刑法 211 条 [業務上過失致死]

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。」

規範体系論理学では、これら条文を次のように表現できる。このとき、いくつかの条文は整合的解釈に関する制約を表現しているものとして表現することになる。

[2] 規範体系論理学を用いての刑法の表現

$NS_{\text{刑法}}$ ($NS_{\text{刑法}} = \langle BB_{\text{刑法}}, OB_{\text{刑法}} \rangle$) は、次の規定を充たす。また、「法令又は正当な業務による行為する」を「[正当行為する] $\text{刑法 } 35 \text{ 条}$ 」と省略することにする。そして、刑法における他の表現についても、これと同様の省略を行う。

(5a) [罰則の免除] 刑法 35 条 [正当行為]、刑法 36 条 [正当防衛] ①、刑法 37 条 [緊急避難]

①、刑法 39 条 [心神喪失等] ①

$OB_{\text{刑法}}$ は次の文を要素として含んでいる :

$$\begin{aligned} \forall x ([\text{正当行為する}] \text{刑法 } 35 \text{ 条}(x) \rightarrow \neg \text{罰する}(\text{司法機関}, x)) \\ \forall x ([\text{正当防衛する}] \text{刑法 } 36 \text{ 条}(x) \rightarrow \neg \text{罰する}(\text{司法機関}, x)) \\ \forall x ([\text{緊急避難する}] \text{刑法 } 37 \text{ 条}(x) \rightarrow \neg \text{罰する}(\text{司法機関}, x)) \\ \forall x ([\text{心神喪失}] \text{刑法 } 39 \text{ 条}(x) \rightarrow \neg \text{罰する}(\text{司法機関}, x)) \end{aligned}$$

(5b) [減刑] 刑法 36 条 [正当防衛] ②、刑法 39 条 [心神喪失等] ②、刑法 66 条 [酌量減刑]

減輕については、副詞的解釈を行い、次に記されたような制約が充たされているとする：

$OB_{\text{刑法}}$ が $\forall x (F(x) \rightarrow \text{PUNISH}(\text{司法機関}, x))$ を含むとき、 $BB_{\text{刑法}}$ は $\neg \exists x ([\text{AD}[F]](x) \wedge F(x))$ を含む。

また、 $OB_{\text{刑法}}$ は次の文を要素として含んでいる :

$$\forall x ([\text{心神耗弱者 } [F]] \text{刑法 } 39 \text{ 条}(x) \rightarrow [\text{減輕 } \text{PUNISH}](\text{司法機関}, x))$$

[制約] そして、次の制約が成り立つとする :

$BB_{\text{刑法}} \cup OB_{\text{刑法}} \cup \{ \exists x ([\text{過剰防衛 } [F]] \text{刑法 } 36 \text{ 条}(x) \wedge [\text{減輕 } \text{PUNISH}](\text{司法機関}, x)) \}$ は無矛盾。

$BB_{\text{刑法}} \cup OB_{\text{刑法}} \cup \{ \exists x ([\text{酌量 } [F]] \text{刑法 } 36 \text{ 条}(x) \wedge [\text{減輕 } \text{PUNISH}](\text{司法機関}, x)) \}$ は無矛盾。

(5c) 刑法 199 条 [殺人]、刑法 202 条 [自殺関与及び同意殺人]、刑法 205 条 [傷害致死]、

刑法 210 条 [過失致死]、刑法 211 条 [業務上過失致死]

$OB_{\text{刑法}}$ は次の文を要素として含んでいる :

$\forall x ([\text{人を殺す}] \text{刑法 } 199 \text{ 条}(x) \rightarrow (\text{死刑に処する}(\text{司法機関}, x) \vee \text{無期懲役に処する}(\text{司法機関}, x) \vee 5 \text{ 年以上の懲役に処する}(\text{司法機関}, x)))$

$\forall x ([\text{自殺関与者}] \text{刑法 } 202 \text{ 条}(x) \rightarrow 6 \text{ 月以上 } 7 \text{ 年以下の懲役又は禁錮に処する}(\text{司法機関}, x))$

$\forall x ([\text{傷害致死させる}] \text{刑法 } 205 \text{ 条}(x) \rightarrow 3 \text{ 年以上の有期懲役に処する}(\text{司法機関}, x))$

$\forall x ([\text{過失致死させる}] \text{刑法 } 210 \text{ 条}(x) \rightarrow 50 \text{ 万円以下の罰金に処する}(\text{司法機関}, x))$

$\forall x ([\text{業務上過失致死}] \text{刑法 } 211 \text{ 条}(x) \rightarrow (5 \text{ 年以下の懲役に処する}(\text{司法機関}, x) \vee 5 \text{ 年以下の禁錮に処する}(\text{司法機関}, x) \vee 100 \text{ 万円以下の罰金に処する}(\text{司法機関}, x)))$

$NS_{\text{刑法}}$ の整合性を保つためには、刑法の各条項の適用が互いに衝突しないことが必要になってくる。これを容易な形で実現させるために、次の要請を行うことにする。

[3] 刑法解釈への制約

$BB_{\text{刑法}}$ は、次の文すべてを含んでいる。つまり、 $\{(6a), (6b), (6c), (6d), (6e), (6f), (6g), (6h), (6i), (6j)\} \subseteq BB_{\text{刑法}}$ が成り立つ。

- (6a) $\neg \exists x ([\text{正当行為する}]_{\text{刑法 } 35 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6b) $\neg \exists x ([\text{正当防衛する}]_{\text{刑法 } 36 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6c) $\neg \exists x ([\text{過剰防衛する}]_{\text{刑法 } 36 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6d) $\neg \exists x ([\text{緊急避難する}]_{\text{刑法 } 37 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6e) $\neg \exists x ([\text{心神喪失}]_{\text{刑法 } 39 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6f) $\forall x ([\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x) \rightarrow \text{人を殺す}(x))$
- (6g) $\neg \exists x ([\text{自殺関与者}]_{\text{刑法 } 202 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6h) $\neg \exists x ([\text{傷害致死させる}]_{\text{刑法 } 205 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6i) $\neg \exists x ([\text{過失致死させる}]_{\text{刑法 } 210 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- (6j) $\neg \exists x ([\text{業務上過失致死させる}]_{\text{刑法 } 211 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$

これらの要請は、刑法中に明示的に記載されたものではなく、刑法の整合性を規範体系論理学の観点から保証するために要請されるものである³⁾。

私たちはこれまで、 $NS_{\text{刑法}}$ の一部を特徴づけてきた。そして、これまでの $NS_{\text{刑法}}$ の規定から、いくつかの帰結を得ることができる。そのうち、今回の議論に関係する部分を見ておこう（以下では、表記法を簡単にするために、 $\mathbf{B}_{NS_{\text{刑法}}} \varphi$ や $\mathbf{O}_{NS_{\text{刑法}}} \varphi$ などの代わりに $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \varphi$ や $\mathbf{O}_{\text{刑法}} \varphi$ などを用いることにする）。

[4] 規範体系論理学を用いての刑法からの帰結

(7a) 整合性の要請の確認に関する以下の文が成り立つ：

- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{正当行為する}]_{\text{刑法 } 35 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{正当防衛する}]_{\text{刑法 } 36 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{過剰防衛する}]_{\text{刑法 } 36 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{緊急避難する}]_{\text{刑法 } 37 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{心神喪失}]_{\text{刑法 } 39 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \forall x ([\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x) \rightarrow \text{人を殺す}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{自殺関与者}]_{\text{刑法 } 202 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{傷害致死させる}]_{\text{刑法 } 205 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{過失致死させる}]_{\text{刑法 } 210 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$
- $\mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{業務上過失致死させる}]_{\text{刑法 } 211 \text{ 条}}(x) \wedge [\text{人を殺す}]_{\text{刑法 } 199 \text{ 条}}(x))$

(7b) [罰則の免除] に関する以下の文が成り立つ：

- $\mathbf{F}_{\text{刑法}} \exists x ([\text{正当行為する}]_{\text{刑法 } 35 \text{ 条}}(x) \wedge \text{罰する}(\text{司法機関}, x))$

F 刑法 $\exists x ([\text{正当防衛する}]_{\text{刑法36条}}(x) \wedge \text{罰する}(\text{司法機関}, x))$

F 刑法 $\exists x ([\text{緊急避難する}]_{\text{刑法37条}}(x) \wedge \text{罰する}(\text{司法機関}, x))$

F 刑法 $\exists x ([\text{心神喪失}]_{\text{刑法39条}}(x) \wedge \text{罰する}(\text{司法機関}, x))$

(7c) [減刑] に関する以下の文が成り立つ：

O 刑法 $\forall x (F(x) \rightarrow \text{PUNISH}(\text{司法機関}, x)) \Rightarrow \mathbf{B}_{\text{刑法}} \neg \exists x ([\text{AD}[F]](x) \wedge F(x))$

O 刑法 $\forall x ([\text{心神耗弱者 } [F]]_{\text{刑法39条}}(x) \rightarrow [\text{減輕 } \text{PUNISH}] (\text{司法機関}, x))$

P 刑法 $\exists x ([\text{過剰防衛 } [F]]_{\text{刑法36条}}(x) \wedge [\text{減輕 } \text{PUNISH}] (\text{司法機関}, x))$

P 刑法 $\exists x ([\text{酌量 } [F]]_{\text{刑法36条}}(x) \wedge [\text{減輕 } \text{PUNISH}] (\text{司法機関}, x))$

(7d) 刑の決定に関する以下の文が成り立つ：

O 刑法 $\forall x ([\text{人を殺す}]_{\text{刑法199条}}(x) \rightarrow (\text{死刑に処する}(\text{司法機関}, x) \vee \text{無期懲役に処する}(\text{司法機関}, x) \vee 5 \text{年以上の懲役に処する}(\text{司法機関}, x)))$

O 刑法 $\forall x ([\text{自殺関与者}]_{\text{刑法202条}}(x) \rightarrow 6 \text{月以上 } 7 \text{年以下の懲役又は禁錮に処する}(\text{司法機関}, x))$

O 刑法 $\forall x ([\text{傷害致死させる}]_{\text{刑法205条}}(x) \rightarrow 5 \text{年以上の有期懲役に処する}(\text{司法機関}, x))$

O 刑法 $\forall x ([\text{過失致死させる}]_{\text{刑法210条}}(x) \rightarrow 50 \text{万円以下の罰金に処する}(\text{司法機関}, x))$

O 刑法 $\forall x ([\text{業務上過失致死}]_{\text{刑法211条}}(x) \rightarrow (5 \text{年以下の懲役に処する}(\text{司法機関}, x) \vee 5 \text{年以下の禁錮に処する}(\text{司法機関}, x) \vee 100 \text{万円以下の罰金に処する}(\text{司法機関}, x)))$

これまでの分析から明らかなように、法適用には法的用語の外延解釈がともなうものである。

5. 違憲判決の事例

戦前に制定された条文のひとつに、刑法 200 条の尊属殺規定がある。尊属殺規定は、肉親などの尊属者に対する殺人については他の殺人よりも重い刑がさせられるという内容を持っている。そして 1970 年に、尊属殺規定に対する違憲判決が最高裁判所で下される（山口 2008: p.96）。この尊属殺規定違憲判決の例は、憲法と整合的でない法文は有効性を持たないことを示す例である。このことは逆に、法体系全体が整合的であることが要求されていることを示しており、違憲判決は異常事態であることを示している。特定の条文の違憲判決は、その条文の適用禁止を意味しており、その条文が適用から除外されることをすべての司法関係者に対して要求する。

この最高裁判所の尊属殺規定違憲判決は、刑法 200 条が憲法 14 条 1 項に矛盾することを明確に表現している。ちなみに、関連する条文は以下のものである。

刑法 200 条 「自己または配偶者の直系尊属を殺したる者は死刑又は無期懲役に処す。」

憲法 14 条 1 項 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

1970 年の最高裁判決の要点は、刑法 199 条のほかに刑法 200 条をおくことは、憲法 14 条 1 項の意味における差別的取扱いにあたるということである。こうして、この尊属殺規定違憲判決以降においては、刑法 200 条は実質上の死文化にいたり、適用されなくなる。そして 1995 年には、刑法 200 条はついに刑法から削除される。憲法 14 条 1 項は「[法の下の平等]」を記したものだが、この「[法の下の平等]」_{憲法 14 条 1 項} が 1970 年の最高裁判所の尊属殺規定違憲判決では、以前よりもより広く適用されることを示したと言える。そしてこの外延の拡張のために、憲法 14 条 1 項は刑法 200 条と矛盾するにいたった。

1995 年に行われた刑法 200 条の削除を規範体系論理学の枠組みで表現すると、次のようになる：

$NS_{\text{旧刑法}} (NS_{\text{旧刑法}} = \langle BB_{\text{旧刑法}}, OB_{\text{旧刑法}} \rangle)$ を 200 条削除前の刑法とし、 $NS_{\text{刑法}} (NS_{\text{刑法}} = \langle BB_{\text{刑法}}, OB_{\text{刑法}} \rangle)$ を削除後の刑法とする。このとき、次のことが成り立つ：

$$\begin{aligned} BB_{\text{刑法}} &= BB_{\text{旧刑法}} - \{ \neg \exists x ([\text{人を殺す}]_{\text{旧刑法 199 条}}(x) \wedge [\text{直系尊属を殺す}]_{\text{旧刑法 200 条}}(x)) \} \\ OB_{\text{刑法}} &= OB_{\text{旧刑法}} - \{ \forall x ([\text{直系尊属を殺す}]_{\text{旧刑法 200 条}}(x) \rightarrow (\text{死刑に処する} (\text{司法機関}, x) \vee \text{無期懲役に処する} (\text{司法機関}, x))) \} \end{aligned}$$

つまり、この第 200 条の削除によって、「直系尊属の殺害」という概念規定が刑法から取り除かれ、直系尊属の殺害の場合にも第 199 条が適用されることになった。

6. 法的推論の実践

多くの法学者は、法的推論の基盤となるのは、判決三段論法だとしている（亀本 2002: p. 200f; 亀本 1990: p. 224f; 大屋 2006: p.3）。判決三段論法の構造は、法規則を大前提とし、法規則の要件に事実をあてはめることにより、結論を導くというものである。このような解釈が限定的に可能な理由を、ここで説明することにしよう。

殺人の事例への刑法 199 条の適用を考えよう。すでに示した議論から、まだ判決が出ていない段階で次の推論が規範体系論理学で妥当なことは、容易に示すことができる。

ここで、刑法について熟知している法律専門家 A がいるとし、A は、容疑者 M が殺人を犯したと考えているとする。また、 $NS(A) = \langle BB(A), OB(A) \rangle \ \& \ BB_{\text{刑法}} \subseteq BB(A) \ \& \ OB_{\text{刑法}} \subseteq OB(A) \ \& \ \{[\text{人を殺す}]_{\text{刑法 199 条}}(M)\} \subseteq BB(A)$ が成り立つとする。すると、次の推論は、(4e1) に基づき、妥当となる。

O_{NS(A)} $\forall x ([\text{人を殺す}]_{\text{刑法199条}}(x) \rightarrow (\text{死刑に処する}(\text{司法機関}, x) \vee \text{無期懲役に処する}(\text{司法機関}, x) \vee 5\text{年以上の懲役に処する}(\text{司法機関}, x)))$

B_{NS(A)} $[\text{人を殺す}]_{\text{刑法199条}}(M)$

O_{NS(A)} $(\text{死刑に処する}(\text{司法機関}, M) \vee \text{無期懲役に処する}(\text{司法機関}, M) \vee 5\text{年以上の懲役に処する}(\text{司法機関}, M))$

ただし、ここで注意しなければならないことは、 $[\text{人を殺す}]_{\text{刑法199条}}$ は刑法に特有な述語であり、日常言語における「人を殺す」よりもより限定的な意味を持っているということである。言い換えると、刑法の意味での殺人を主張する者は、「 $[\text{人を殺す}]_{\text{刑法199条}}(M)$ 」が (6a) から (6j) の制約を充たすことを主張することを要求される。この意味で、法的推論は判決三段論法よりもより複雑なものとなる。例えば、検察側が M が殺人犯であると主張し、弁護側が M の行為の正当防衛を主張することが考えられる。検察側の主張が正当化されるためには、弁護側の正当防衛の主張を退けなければいけない。というのも、(6b) に表現されているように、刑法においては、正当防衛と殺人は両立しないからである。

高橋文彦 (2013) は、法的推論が一種のデフォルト推論であることを主張しているが、私はそうは思わない。デフォルト推論は、情報が十分でないときに最善の策としてなされる推論である。法的推論は、むしろ基本原則を前提としており、その判断はある程度創造的である。そのために、ハートやドウォーキンが議論したような司法裁量論の問題が起こるのである。同様の問題は、1970 年の最高裁判所の尊属殺規定違憲判決にも見ることができる。その判決は、憲法の基本理念のひとつである人権を守るために、憲法 14 条 1 項を以前より拡張して解釈している。これは、法律が歴史的産物であることと関係している。それは、法律のいくつかの条文が過去の常識に立脚している可能性があるために起こる問題であり、それを現代の視点から正すために最高裁判所の判決は重要な意味を持つことになる。

実際の法廷での論争では、同一の法体系が用いられ、そこでどの条文を適用するのが適切なのかがしばしば争われる。そこで争われるのは、先の殺人に関する例で言えば、問題の事件が「 $[\text{人を殺す}]_{\text{刑法199条}}(M)$ 」と解釈できるか、「 $[\text{正当防衛する}]_{\text{刑法36条}}(M)$ 」と解釈できるかという M が引き起こした事件の適切な解釈の問題である。検察側と弁護側は、それぞれの解釈を正当化する証拠に基づく論証を展開しなければならない。このような法廷での論争において議論を説得力ある形で設計する方法として、アイラック (IRAC) がある (加賀山 2012)。IRAC は、Issue、Rules、Application/Argument、Conclusion の頭文字から構成された名前であり、それぞれのステップを加賀山は次のように説明している。

(8a) [争点 (Issue)] そこで争われているのは何か。例えば、殺人が過失致死か。

- (8b) [ルール (Rules)] そこで争われている事実に適用される法律は何か。例えば、刑法 199 条（殺人）か。
- (8c) [適用 (Application)] その事件に法律を適用するとどのような結果が導き出されるのか。例えば、死刑を含む 5 年以上の懲役刑か。
- [議論 (Argument)] その事件を別の観点から見た場合に他のルールを適用できないかを、議論する。
- (8d) [結論 (Conclusion)] 上記の議論を踏まえた上で、妥当な解決策を提示する。例えば、殺意はあったが正当防衛が成立するなど。

[争点]、[ルール]、[議論]、[結論] の各段階で、法的用語の外延解釈の適切性が問題となってくる。問題になっている事実に関する正確な把握は、どの条文が適用するかの判断にとって重要である。また、「殺人」や「過失致死」などの法的用語は、排他的な意味を持つものとして解釈されねばならない。このように、法廷での論争の重要な部分は、法的用語の適切な外延解釈の問題にある。

7. 裁判とゲーム

『規範とゲーム』(2011) は、裁判をゲームとしてとらえることを提案している(第 8 章 3 節)。その後、私は動的規範論理学 (Dynamic Normative Logic, DNL) を提案し、このようなゲームも DNL の枠組みで記述できることを示した(中山 2015; Nakayama 2014, 2016a, 2016b, 2016c)。

刑事裁判には、三種の集団が関わる。検察官側、被告人側、裁判所側の三集団である。このうち、検察官側と被告人側の二集団の間で裁判は争われ、裁判所側によりこのゲームの決着がつけられる。裁判にはいろいろなものがあるが、ここでは、刑事訴訟第一審の公判手続を見ておこう。

刑事訴訟第一審の公判手続は、冒頭手続から始まり、判決宣告によってこのゲームは終結する。第一審の公判手続は、大別して、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続、判決宣告手続から成っている。また、必要な場合に、争点及び証拠の整理手続(公判前整理手続、期日間整理手続)が行われる。これらの規定は、刑事訴訟法で定められている(例えば、刑事訴訟法第 291 条、第 292 条、第 293 条など)。

これら四つの手続きをもう少し詳しく見てみよう。

- (9a) [冒頭手続] 冒頭手続で行われる手続で主要なものは、裁判所に出頭した被告人が検察官により公訴を提起された者に間違いないかどうかを確かめる人定質問、審判の対象を明らかにする起訴状朗読、被告人に対し黙秘権その他の権利を説明する権利告知、事件の争点を明らかにする被告事件についての陳述の機会の付与

の四つである。

- (9b) [証拠調べ手続] 証拠調べ手続は、検察官側の立証と被告人側の立証に分かれる。最初に検察官側から立証が行われ、これに被告人側の立証が続く。検察官側からの立証では、検察官は、まず冒頭陳述を行って、証拠によって証明しようとする事実を明らかにした後、個々の証拠の取調べを請求する。これに対して、裁判所は、被告人側の意見を聴いた上で、検察官が取調べを請求した証拠を採用するかどうかを決定し、その上で採用した証拠を取り調べる。被告人側の立証は、裁判官に対して、公訴事実の存在につき、検察官の立証が合理的な疑いを入れない程度にまでは証明されていない、と考えさせるだけで十分であり、それ以上に、公訴事実が存在しないことまで証明する必要はない。裁判所は、検察官側の立証の場合と同様に、被告人側が取調べを請求した証拠を採用するかどうかを決定し、採用した証拠を、法律の手続に従って取り調べる。
- (9c) [弁論手続] まず、検察官が論告を行い、事件に対する事実面、法律面の意見を述べる。通常は、その最後に求刑を行う。次に、弁護人が弁論を行い、被告人の立場から見た事件の事実面、法律面の意見を述べる。最後に行われるのが被告人の最終陳述である。
- (9d) [判決宣告手続] 判決宣告手続においては、裁判所が判決を言い渡す。公訴事実の存在が合理的な疑いを入れない程度に証明され、かつ、その事実が刑罰法令に触れるときは、有罪判決が言い渡されるが、被告事件が罪とならないとき又は被告事件について犯罪の証明がないときは、無罪判決が言い渡される。

ここでは、法的推論との関わりが深い第三と第四のステップに注目しよう。動的規範論理学では、段階を表す n という自然数が導入され、規範体系は $NS(n)$ ($NS(n) = \langle BB(n), OB \rangle$) のように表される。ここでは、刑事訴訟法の規範体系を $NS_{\text{刑事訴訟法}}$ ($NS_{\text{刑事訴訟法}} = \langle BB_{\text{刑事訴訟法}}, OB_{\text{刑事訴訟法}} \rangle$) で表そう。

刑事訴訟法の中の多くの部分は、規範的言語で書かれている。つまり、「しなければいけない」、「することができる」などの義務表現や許容表現が多用される。例えば、刑事訴訟法第 291 条は、次のものである：「検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない」。これは、動的規範論理学では、 $OB_{\text{刑事訴訟法}}$ が $\forall x$ (検察官 (x) \rightarrow 起訴状を朗読する $(x, 1)$) という文を含んでいることとして表現される。そして、この規定から次の義務文が帰結する： $\mathbf{O}_{\text{刑事訴訟法}} \forall x$ (検察官 (x) \rightarrow 起訴状を朗読する $(x, 1)$)。刑事訴訟法第 292 条は、次のものである：「証拠調べは、第二百九十二条の手続が終つた後、これを行う。ただし、次節第一款に定める公判前整理手続において争点及び証拠の整理のために行う手続については、この限りでない。」この条文の前半部分は、 $OB_{\text{刑事訴訟法}}$ が $\forall k$ ($\exists x$ (検察官 (x) \wedge 起訴状を朗読する (x, k)) \rightarrow 証拠調べをする (司法機関, $k+1$)) という文を含んでいることとして表現できる。するとこの規定から、次の義務文が帰結する： $\mathbf{O}_{\text{刑事訴訟法}} \forall k$

($\exists x$ (檢察官 (x) \wedge 起訴状を朗読する (x, k)) \rightarrow 証拠調べをする (司法機関 , $k+1$))。

ここで、検察官 A と弁護人 B と裁判官 C の規範体系を区別し、彼らの間の共通の規範体系も考慮することにし、それらを次のように表すことにする : $NS_A(n)$, $NS_B(n)$, $NS_C(n)$, $NS_G(n)$. そして、 $NS_G(n)$ は、次の条件を充たすとする (ここでは、義務基盤の更新は考えないこととする)。

$$(10a) NS_G(n) = \langle BB_G(n), OB_G \rangle$$

$$(10b) BB_G(n) = BB_A(n) \cap BB_B(n) \cap BB_C(n)$$

$$(10c) OB_G = OB_A \cap OB_B \cap OB_C$$

$$(10d) X \text{ が A か B か C か G のとき, } [k < n \text{ ならば, } BB_X(k) \subseteq BB_X(n)]$$

$$(10e) BB_{\text{刑法}} \subseteq BB_G(0) \text{ & } BB_{\text{刑事訴訟法}} \subseteq BB_G(0) \text{ & } \{ \text{検察官 (A), 弁護人 (B), 裁判官 (C)} \} \subseteq BB_G(0)$$

$$(10f) OB_{\text{刑法}} \subseteq OB_G \text{ & } OB_{\text{刑事訴訟法}} \subseteq OB_G$$

このとき、次のことが帰結する : $\mathbf{O}_{G(0)}$ 起訴状を朗読する (A, 1)。A がこの義務要請に従い、起訴状を朗読したとする。すると法廷にいる誰もがこの行為遂行を認め、そのため、{ 起訴状を朗読する (A, 1) } $\subseteq BB_G(1)$ が成り立つことになる。するとここから、 $\mathbf{O}_{G(1)}$ 証拠調べをする (司法機関 , 2) が帰結する。このようにして、公判手続が進行していくことになる。

ここで、弁論手続と判決宣言手続について考えてみよう。検察と弁護人はともに裁判所側を説得しようとする。例えば、検察側が論告で被告人による殺人の事実を立証しようとし、5年の懲役を主張したとしよう。これに対し、弁護側は弁論で過失致死の立証を試みたとしよう。このとき裁判所側は、どちらの主張が説得的であるかという判断や、「疑わしきは被告人の利益に (in dubio pro reo)」などの諸原則を考慮して自らの信念を形成し、刑法の枠の中で判決を下す。こうして裁判全体のプロセスは、三グループが参加するゲームとして記述できる。このゲームの終了条件は、裁判官が被告人に判決を言いわたすことにある。

8. 法律の役割

ハートとドゥオーキンの間の論争については、日本でも多くの議論がある (宇佐美・濱 2011, 濱 2013)。まず、「法的判断において重要な働きをする法的基準は、法規則ではなく、法原理である」(中山康雄 2011: p. 20) という問題から出発しよう。中山竜一 (2000) は、ドゥオーキンの法原理の考えを三つに要約している (p. 83f)。

(11a) ルールや先例のさらに上に立ってそれらの適用をコントロールする形で、原理は

機能する。

- (11b) 二つの法原理が衝突する場合に問題なのは、どちらの原理を重視すべきかといった個々のケースにおける重みや重要性の次元である。
- (11c) 法原理が効力を持つのは、立法府や裁判官の特定の決定に由来するからではなく、法曹や一般市民がこれらの原理を長い期間のうちに適正なものと感じるようになったからである。

高橋秀治（2011）によれば、ドゥオーキンの立場は次のようなものになる：「信念も含めて、さまざまな判断や主張、確信は、それぞれが相互に関係し合いながら、整合的に正当化される」（p. 60）。

ハートの法哲学のひとつの問題は、法規則が個々ばらばらに捉えられているように見えることである。しかし、法体系全体は整合的なものとして捉えられるべきであり、そこには全体論的関係性が見られる。そして、法体系全体が整合的なものであることは、条文の中には書かれておらず、それは法実践を遂行する司法関係者に求められる解釈によって形成される。

ハートは、中立的で記述的立場をとり、ドゥオーキンはこのような態度を「アルキメデス主義（Archimedeanism）」と呼んで批判している（濱 2011: p. 29; 高橋秀治 2011: p. 49）。この批判を、1970 年の日本における尊属殺規定違憲判決と関連させて考えてみよう。刑法は、1907 年（明治 40 年）4 月 24 日に公布、1908 年（明治 41 年）10 月 1 日に施行された法律である。これに対し日本国憲法は、1947 年（昭和 22 年）5 月 3 日に施行された。尊属殺規定の basic idea は、大日本帝国憲法と親和的であり、憲法 14 条 1 項の「法の下の平等」の理念とは調和していない。このような事情が尊属殺規定違憲判決の背景にあったと思われる。ここで最高裁判所が、立法府における刑法修正を待たなかったのは、尊属殺規定のために現実に不当に重い刑が具体的にかかってきたからであり、この状況を一日も早く変える必要があったからである。ドゥオーキンの立場は、少なくとも日本における法体系の成立過程から考えると適切であったと言える。

尊属殺規定違憲判決においても、法体系の整合性が重要な役割をはたしていたことを確認しておく必要がある。刑法を以前と同様に $NS_{\text{刑法}} (NS_{\text{刑法}} = \langle BB_{\text{刑法}}, OB_{\text{刑法}} \rangle)$ で表し、憲法を $NS_{\text{憲法}} (NS_{\text{憲法}} = \langle BB_{\text{憲法}}, OB_{\text{憲法}} \rangle)$ と表わすとき、 $NS_{\text{刑法} + \text{憲法}} (NS_{\text{刑法} + \text{憲法}} = \langle BB_{\text{刑法}} \cup BB_{\text{憲法}}, OB_{\text{刑法}} \cup OB_{\text{憲法}} \rangle)$ の規範体系としての無矛盾性が求められていたのだと考えることができる。

注

- 1) 本稿は、2016 年度の科学基礎論学会講演会でのシンポジウム「法の論理と哲学」での発表「法適用の基本原則に関する哲学的考察」と Nakayama (2016b) に基づき、これらを発展させたものである。

- 2) 寛容の原理は、相手の言わんとすることを最大限に強力にするような解釈を与えるという原理である。
- 3) この問題は、佐藤（2010）では、争点形成責任の問題として議論されている。

文献表

- Dworkin, R. (1986), *Law's Empire*, Belknap Press (小林公訳 (1995) 『法の帝国』未来社)
- Dworkin, R. (2006), *Justice in Robes*, Harvard University Press (宇佐美誠訳 (2009) 『裁判の正義』木鐸社)
- 濱真一郎 (2011), 「第1章 法哲学・政治哲学における記述と実践」宇佐美・濱 (編) 29-45頁
- 濱真一郎 (2013), 『法実証主義の現代的展開』成文社
- Hart, H. L. A. (1961), *The Concept of Law*, Clarendon Press. (矢崎光圀監訳 (1976) 『法の概念』みすず書房)
- 加賀山茂 (2012), 「法教育の必要性とその実現方法 — トゥールミン図式の特殊化 (法的議論のモデル図式) とその応用—」明治学院法科大学院ローレビュー 16号, 3-36頁(更新: 2015年10月30日)
- 亀本洋 (1990), 「法解釈の理論」大橋智之輔・三島淑臣・田中成明 (編) (1990) 『法哲学綱要』青林書院, 224-242頁
- 亀本洋 (2002), 「第5章 法的思考」平野仁彦・亀本洋・服部高宏 (2002) 『法哲学』有斐閣, 189-270頁
- 佐藤健 (2010), 「論理に基づく人工知能の法学への応用」コンピュータソフトウェア 27(3), 36-44頁
- 中山竜一 (2000), 『二十世紀の法思想』岩波書店
- Nakayama, Y. (2010), Logical Framework for Normative Systems, *SOCREAL 2010: Proceedings of the 2nd International Workshop On Philosophy and Ethics of Social Reality*, 27-28 March 2010, Hokkaido University, Sapporo, JAPAN, pp. 19-24 <http://www.hucc.hokudai.ac.jp/~k15696/home/sr10/sr10-prep.pdf>
- Nakayama, Y. (2014), Speech Acts, Normative Systems, and Local Information Update, In: Y. I. Nakano, et al. (eds.) *New Frontiers in Artificial Intelligence (JSAI-isAI 2013 Workshops, Kanagawa, Japan, Selected Papers from LENLS10, JURISIN2013, MiMI2013, AAA2013, DDSI3)*, LNAI 8417, Heidelberg: Springer Verlag, pp. 98-114.
- Nakayama, Y. (2015), Formal Analysis of Epistemic Modalities and Conditionals based on Logic of Belief Structures, In: T. Murata, K. Mineshima, D. Bekki, (eds.) *New Frontiers in Artificial Intelligence (Lecture Notes in Computer Science Vol.9067)*, Heidelberg: Springer Verlag, pp. 37-52.
- Nakayama, Y. (2016a), Chapter 12: Norms and Games as Integrating Components of Social

- Organizations, in: H. Ishiguro, et al. (eds.) *Cognitive Neuroscience Robotics B*, Heidelberg: Springer Verlag, pp. 253-271.
- Nakayama, Y. (2016b), A Formal Analysis of Legal Reasoning, M. Nakamura, S. Sakurai, and K. Toyama (eds.) *Proceedings of the Tenth International Workshop on Juris-informatics (JURISIN 2016)*, November 14-15, 2016 Raiosha Building Keio University, Kanagawa, Japan, ISBN 978-4-915905-74-2 C3004 (JSAl), pp. 3-16.
- Nakayama, Y. (2016c), Conversation as a Game, *The Proceedings of Logic and Engineering of Natural Language Semantics 13 (LENLS13)*, November 14-15, 2016 Raiosha Building Keio University, Kanagawa, Japan, ISBN 978-4-915905-78-0 C3004 (JSAl), 13 pages.
- 中山康雄 (2010),「規範体系の分析」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』3 6, pp. 81-98.
- 中山康雄 (2011),『規範とゲーム — 社会の哲学入門』勁草書房 .
- 中山康雄 (2015),「明示的認識論理学と動的規範論理学」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』第 41 卷, 119-135 頁
- 大屋雄裕 (2006),『法解釈の言語哲学 — クリプキから根源的規約主義へ』勁草書房
- 高橋秀治 (2011),「第 2 章 メタ倫理学はどのように規範倫理学なのか?」宇佐美・濱 (編) (2011), 47-65 頁
- 高橋文彦 (2013),『法的思考と論理』成文社
- 宇佐美誠・濱真一郎 (編) (2011),『ドゥオーキン — 法哲学と政治哲学』勁草書房
- 山口厚 (2008),『刑法入門』岩波書店

Philosophical Analyses of Legal Applications

Yasuo NAKAYAMA

Since 2010, I have been working on *Logic for Normative Systems* (LNS) (Nakayama 2010, 2014, 2015, 2016a, 2016b, 2016c). In this paper, I investigate the fundamental problems of legal applications based on LNS. It is well known that legal applications are not mechanical but provide many alternatives. Sometimes, the appropriateness of legal applications is disputed in court. In this paper, I analyze these legal practices in terms of LNS.

Hart applied the philosophical notion of rules to legal problems (Hart 1961). Dworkin criticized Hart's approach based on his interpretivism (Dworkin 1986, 2006). According to Dworkin, Hart takes Legal Positivism and considers *legal rules* as fundamental to legal practices. However, Dworkin considers not legal rules, but *legal principles* as fundamental.

In this paper, I take an interpretivist position and try to clarify the fundamental principles of legal applications in terms of LNS. These principles are described as follows.

- (1a) [Principle of logical consistency] A legal system is consistent as a whole. In other words, we should interpret it as logically consistent. As a result, legal interpretation becomes a holistic enterprise.
- (1b) [Ambiguity of some legal terms] Some terms in legal codes are ambiguous in terms of their extensions and can be interpreted in different ways depending on presupposed views.
- (1c) [Principle of charity with respect to interpretation of legal terms] Interpretations of legal terms must adhere to the principle of legal consistency stated in (1a). For this purpose, we must constrain our interpretation of legal terms. For example, *accidental homicide* in Article 210 of the *Japanese Criminal Law* (JCL) and *homicide* in Article 199 of JCL cannot be applied to the same case. In other words, if a case is an accidental homicide in the sense of Article 210, it is not a homicide in the sense of Article 199.
- (1d) [Relative priority among laws] In legal practices, there is a relative priority among laws and articles. For example, the *Japanese Constitution* precedes all other laws. The principle of logical consistency stated in (1a) should be compatible with this presupposed relative priority among laws.

In addition, in this paper, I demonstrate that procedures in a trial can be described as a kind of game.